

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月A事務所にB労働者として雇用され、C内において昭和〇年〇月末までの約10年間、のこぎり目立工として金属研磨作業に従事し、昭和〇年〇月から平成〇年〇月〇日末に離職するまでの約14年間、仕上大工として建築物の修理・撤去作業等の石綿ばく露作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月中旬頃から感冒症状があり、同年〇月〇日には高熱と血痰が発現したことから、同日D医院に受診し「両側肺炎」と診断され、翌〇日E医療センターに転医し加療していたところ、同年〇月〇日死亡した。同医療センター医師作成の死亡診断書には、直接死因は「急性呼吸不全」、直接死因の原因は「両側肺炎」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は石綿ばく露による石綿肺が原因であるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだも

のである。

なお、被災者は、平成○年○月○日付けで石綿による健康管理手帳の交付を受け、F医療センター等の医療機関において同手帳に基づく健康診断を定期的に受診している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

G医師作成の診断書に添付された平成○年○月○日のCT検査報告書によると、被災者には両側胸膜プラークと石灰化が確認されている。一方、被災者の健康管理手帳（石綿）によると、E医療センターのH医師が同日付けで「明らかな石綿肺なし。悪性所見なし。」とし、その後の平成○年○月○日に至る経過においても胸膜プラークに変化はなく、異常なしと判定されている。その後、被災者は同月○日にE医療センターにて両側肺炎と診断され、加療したが、同年○月○日に両側肺炎による急性呼吸不全により死亡した。同医療センターにて実施された肺のみの病理解剖診断報告書には、「ごく少数であるがアスベスト小体を認めた。石綿肺とするほどの強い間質性変化はみられなかった。」として、主病変は、「びまん性肺胞障害、じん肺症（軽度アスベスト及びシリカの沈着）」と記載されている。

I医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、平成○年○月○日の胸部X線像では、じん肺法で定める「石綿肺」に相当する所見はなく、急性肺炎

発症の○日前に胸膜プラークは認められるが、石綿肺所見のない症例において、その急性肺炎が石綿ばく露によると考えることは通常できない、と述べている。

当審査会は、被災者の離職直前の健康診断の結果、及び平成○年○月○日以降の健康管理手帳（石綿）に記載された健康診断の経過、並びにE医療センターにおける肺の剖検所見に鑑み、被災者の急性肺炎と石綿ばく露との因果関係は認められないとするI医師の意見を妥当と判断する。したがって、被災者の両側肺炎（急性肺炎）による死亡は、業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。